

平成 21 年 3 月 18 日判決言渡・同日原本交付・裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 差押債権取立請求事件

（口頭弁論終結日 平成 21 年 2 月 16 日）

判	決
原告	国
被告	Y株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金 8 5 7 万 1 6 5 0 円及びこれに対する平成 19 年 10 月 13 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを 10 分し、その 1 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、1 項、3 項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

- 1 被告は、原告に対し、金 8 6 0 万円及びこれに対する平成 19 年 10 月 13 日（請求にかかる履行期限の翌日）から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

第 2 事案の概要

本件は、原告が、訴外 A に対する租税債権を徴収するため、訴外 A が被告に

対して有するゴルフクラブ入会保証金 860 万円の返還請求権について、差押の上、取立訴訟を提起した事案である。

1 請求原因

別紙「請求の原因」欄記載のとおり

2 請求原因に対する認否

請求の原因 1 及び 2 は不知。3 は認める。4 は履行催告書を被告が受け取ったことは認めるが、その余は不知又は否認する。

3 請求原因に対する抗弁

(1) 平成 9 年 10 月 24 日、被告が経営する本件ゴルフクラブの理事会において、会則 12 条により、本件保証金の据置期間を 10 年間延長することを決議した（以下「本件決議」という。）。よって、滞納者の本件保証金の据置期間満了日は平成 22 年 9 月 25 日であるから、被告は本件保証金の返還義務を負わない。

(2) 滞納者は、本件保証金の据置期間の延長を承諾した。よって、滞納者の本件保証金の据置期間満了日は平成 22 年 9 月 25 日であるから、被告は本件保証金の返還義務を負わない。

(3) 被告の本件保証金の返還債務と、被告が滞納者に対して有する会費支払請求権（2008 年度までの合計 36 万 8010 円）を対当額で相殺する。

4 抗弁に対する認否

(1) 本件決議の存在は認めるが、その効力は争う。

ア 契約の一方当事者である被告の一方的な都合により、会員にとって基本的かつ重要な権利である保証金の据置期間を変更することはできない。

イ 本件ゴルフクラブの理事は被告の意向によって選任されているから、会員一般の意思を反映していない。理事会の承認により保証金の据置期間の延長ができる旨を規定する本件ゴルフクラブの会則 12 条は無効である。

ウ 本件ゴルフクラブの会則 12 条が、保証金の据置期間の延長ができる場合として規定する「その他クラブの運営上やむを得ない事由」とは、天災地変に匹敵するようなやむを得ない事態に限られる。本件決議の際にかかる事態は発生しておらず、本件ゴルフクラブの会則 12 条の要件を満たさないから、本件決議は無効である。

(2) 滞納者は、本件保証金の据置期間の延長を承諾していない。

(3) 被告が滞納者に対して有する会費支払請求権は、計算期間、発生時期、納入期限が不明であり、相殺の要件を満たさない。

第 3 当裁判所の判断

1 請求原因について

証拠（甲 1 から甲 9 の 2）によれば、請求原因 1 及び 2 記載の事実が認められる。請求原因 3 は当事者間に争いがない。証拠（甲 13 から 23）によれば、請求原因 4 の事実が認められる。よって請求原因事実は全て認められる。

2 抗弁（1）について

本件ゴルフクラブの会則 12 条は「据置期間は、天災地変その他クラブの運営上、やむを得ない事由が有るときは理事会、会社の承認を得てこれを延長することができる」旨を規定している（甲 11）。

しかるに、上記「天災地変その他クラブの運営上やむを得ない事由」とは、契約締結時に予想し得ない天災地変またはそれに相当する特別な事情を意味するものであり、単なる経済状況の変動は上記「その他クラブの運営上やむを得ない事由」に該当しないと解すべきである。

そして、契約締結時に予想し得ない天災地変またはそれに相当する特別な事情の存在について被告は何ら具体的な主張立証をしないから、本件決議は本件ゴルフクラブの会則 12 条に定める要件を満たさず、効力を有しない。

抗弁（1）は理由がない。

3 抗弁（2）について

被告は、滞納者が本件保証金の据置期間の延長を承諾したことについて具体的な証拠を何ら提出しない。かえって、証拠（甲 25）によれば、滞納者は、本件保証金の据置期間の延長を承諾していないことが認められる。抗弁（2）は理由がない。

4 抗弁（3）について

（1）証拠（甲 25、乙 1、2）によれば、被告は、滞納者に対し、平成 20 年度（2008 年度）までの本件ゴルフクラブの会費の滞納分合計として、36 万 8010 円の会費支払請求権を有することが認められる。

なお、会費未収一覧表（乙 1、2）に記載されている「8 年度」というのが平成 8 年度を意味するのか 2008 年度を意味するのかについてはその記載のみからは必ずしも判然としないものの、被告が 10 年以上会費支払請求権の管理をしないとは考えにくいから、平成 8 年度ではなく 2008 年度を意味すると認めるのが相当である。

（2）しかしながら、原告が本件保証金の返還請求権を差押えたのが平成 18 年（2006 年）10 月 10 日であるところ（甲 14）、被告は原告の差押後に滞納者に発生した会費支払請求権をもって相殺を主張することはできない（民法 511 条）。

そうすると、平成 17 年度（2005 年度）分以降の会費支払請求権については、平成 18 年 10 月 10 日の原告による本件保証金の返還請求権の差押後に発生した可能性を否定できず、相殺の主張は認められない。

なお、年会費という性質上、計算期間が 2 年間に渡ること（例えば、平成 17 年 10 月 15 日から平成 18 年 10 月 14 日を平成 17 年度と呼称する場合など）があるとしても、3 年間以上に渡することは考えられないから、平成 16 年度以前の年会費が平成 18 年 10 月 10 日以降に発生した可能性があるとはいえない。

（3）また、本件保証金の返還請求権の据置期間の満了は平成 12 年 9 月 25

日であり、同日に会費支払請求権と相殺適状の状態になるところ、同日時点において既に時効消滅していた債権を自働債権とする相殺はできない（民法５０８条）。

そうすると、平成７年度（１９９５年度）以前の会費支払債権は、平成７年９月２５日以前に弁済期が到来し、商事消滅時効が完成していた可能性を否定できず、相殺の主張は認められない。

（４）上記（２）（３）からすると、平成８年度（１９９６年度）以降、平成１６年度（２００４年度）分までの会費支払債権については相殺適状の状態にあるが、平成１６年度（２００４年度）分の２万８３５０円以外については、被告は年会費の額を具体的に明らかにしないから相殺の主張は認められない。

（５）以上より、抗弁（３）は、平成１６年度（２００４年度）分の年会費２万８３５０円を相殺する限度で理由がある。上記に反する原告及び被告の主張は採用しない。

第４ 結論

よって、原告の主張は、８５７万１６５０円及びこれに対する平成１９年１０月１３日（請求にかかる履行期限の翌日）から支払済みまで年６分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

津地方裁判所四日市支部

裁判官

齊藤研一郎

(別紙)

1 原告の滞納者に対する租税債権の存在

原告(所轄庁:千種税務署長)は、名古屋市に居住する訴外A(以下「滞納者」という。)に対し、平成18年10月10日現在、別紙1「租税債権目録(1)」記載のとおり、既に納期限を経過した租税債権(平成12年度から平成18年度までの申告所得税)262万2300円(以下「本件租税債権(1)」という。)を有していた(甲第1号証の1)。

また、原告は、滞納者に対し、平成19年4月19日現在、別紙1「租税債権目録(2)」記載のとおり、既に納期限が経過した平成18年度の申告所得税が新たに追加され、租税債権278万3400円を有しており(甲第1号証の2)、平成20年4月3日現在、原告の滞納者に対する租税債権は、別紙1「租税債権目録(3)」のとおり、258万1400円となっており(甲第1号証の3)、現在も、同年4月4日以降発生した延滞税が加算されている。

2 滞納者による納税保証に係る租税債権の存在

(1) 原告の滞納会社に対する租税債権の存在

原告は、名古屋市所在の訴外有限会社B(以下「滞納会社」という。甲第2号証)に対し、平成18年4月20日現在、別紙2「租税債権目録(4)」記載のとおり、既に納期限の経過した租税債権(平成8年度から平成17年度までの源泉所得税、法人税並びに消費税及地方消費税)4116万3654円(以下「滞納会社に対する租税債権」という。)を有しており(甲第3号証の1)、平成20年2月13日現在、滞納会社に対する租税債権は、別紙2「租税債権目録(5)」記載のとおり、3641万0264円となり(甲第3号証の2)、同年4月3日現在、滞納会社に対する租税債権は、別紙2「租税債権目録(6)」記載のとおり、3786万9164円となっており(甲第3号証の3)、現在も、同年4月4日以降発生した延滞税が加算されている。

（２）滞納者による滞納会社の納税保証

平成１８年４月２０日、滞納会社は原告に対し、滞納会社に対する租税債権の担保として、滞納者を国税通則法（以下「通則法」という。）５０条６号の規定による納税保証人として提供（以下「本件納税保証」という。）甲第４号証、第５号証）し、同日、原告は滞納会社に対し、国税徴収法（以下「徴収法」という。）１５１条１項２号の規定により、同年５月１９日まで滞納処分による財産の換価を猶予した（甲第６号証）。

その後、滞納会社は、上記猶予期限までに滞納会社に対する租税債権について完納しなかったことから、平成２０年２月１３日、原告は滞納者に対し、通則法５２条１項及び２項並びに同施行令１９条の規定に基づき、納付期限を同年３月１３日とする納付通知書による告知処分（以下「本件告知処分」という。甲第７号証）を行った。

滞納者は、上記納付期限を経過しても滞納会社に対する租税債権について完納しなかったことから、同月１９日、原告は滞納者に対し、通則法５２条３項の規定に基づき、納付催告書による督促を行った（甲第８号証）。

なお、本件告知処分時（平成２０年２月１３日）における本件納税保証に係る租税債権は、別紙３「租税債権目録（７）」記載のとおり３１７７万２２５４円（以下「納税保証に係る租税債権（１）」という。）となっており（甲第９号証の１）、平成２０年４月３日現在、納税保証に係る租税債権（１）は、別紙３「租税債権目録（８）」記載のとおり３１９６万４４５４円（以下「納税保証に係る租税債権（２）」という。）となり（甲第９号証の２）、現在も、同月４日以降発生した延滞税が加算されている。

３ 滞納者が有するゴルフ会員権の存在

（１）被告は、昭和４７年９月１日にゴルフ場及びクラブハウス等の経営等を目的として設立された法人であり（甲第１０号証）、「Ｃ」のゴルフ場及びその付属施設（以下「本件ゴルフクラブ」という。）を管理・経営している（甲

第11号証)。

(2) 滞納者は、平成2年9月25日、被告に対し金860万円の入会保証金(以下「本件保証金」という。)を預託し、被告から、同日付けの本件保証金に係る預託金証書(以下「本件預託金証書」という。甲第12号証)の交付を受けたことにより、本件ゴルフクラブの会則(以下「本件会則」という。甲第11号証)に基づき、個人平日会員として本件ゴルフクラブに入会する旨の契約を締結した(以下「本件会員契約」という。))。

その結果、滞納者は、本件会員契約により、被告が所有し管理・経営する本件ゴルフクラブの優先的利用権及び本件保証金の返還請求権(これらを合わせて、以下「本件ゴルフ会員権」という。)を取得した。

4 差押えの事実及び取立権の存在

(1) 原告は、平成18年9月26日、徴収法73条5項が準用する同法65条の規定に基づき、滞納者から本件預託金証書を取り上げた上(甲第13号証)、同年10月10日、本件租税債権(1)を徴収するため、徴収法73条1項の規定に基づき、滞納者の有する本件ゴルフ会員権を差し押さえ(甲第14号証)、差押通知書は、同月13日、被告に到達した(甲第15号証)。

その結果、原告は、徴収法73条5項及び同法67条1項の規定に基づき、本件保証金の返還請求権について取立権を取得した。

その後、原告は、平成18年10月11日以降に新たに追加発生した平成18年度の申告所得税を徴収するため、平成19年4月19日、本件ゴルフ会員権を差し押さえるとともに(甲第16号証)、同日、執行機関である千種税務署長に対し、徴収法82条に基づき交付要求を行い(甲第17号証)、差押通知書は、同月23日、被告に到達した(甲第18号証)。

また、原告は、納税保証に係る租税債権(2)を徴収するため、平成20年4月3日、本件ゴルフ会員権を差し押さえ(甲第19号証)、同日、執行機関である千種税務署長に対し、徴収法82条に基づき交付要求を行い(甲

第20号証)、差押通知書は、同月4日、被告に到達した(甲第21号証)。

(2) 原告は、取立権に基づき、本件保証金の返還を請求するため、被告に対して、平成19年9月27日、履行期限を平成19年10月12日とする履行催告書(以下「本件催告書」という。甲第22号証)を交付し、同催告書は、同日、被告に到達した(甲第23号証)。

5 よって、被告に対し、本件保証金860万円及びこれに対する本件履行催告書の履行期限の翌日である平成19年10月13日から支払済みまで、商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めるため、本訴に及ぶものである。